

# 南信州広域連合 看護師等確保対策修学資金貸与制度(概要)

## 対象職種

看護師・助産師・保健師・准看護師

## 貸与対象者

看護師等の養成施設に在学する者で、免許取得後、直ちに南信州圏域内の医療機関及び介護・福祉関係機関において、看護師等の業務に従事する意思を有する者。  
※看護師等とは上記の対象職種を指す。

## 貸与予定人数

毎年3月公開の募集要項にて提示。

## 貸与額

月額50,000円(年額600,000円)

## 貸与期間

養成施設の正規の修学期間内(貸与開始月から正規の修学月まで)

## 返還について

修学資金の貸与期間が満了、又は貸与決定の取消しとなったときに、返還開始。  
※ただし、以下の「返還の猶予」「返還の免除」の各欄に該当するときは、それぞれ猶予・免除の対象。

## 返還期間

返還となる場合の事実が生じた日の翌月から、貸与を受けた期間に相当する期間。

## 返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は、その事由が継続する期間中、弁済期の到来していない部分の全額が返還の猶予の対象となる。

- ①貸与決定の辞退・取消し後も在学中のとき(偽り不正等による取消しを除く)
- ②当該養成施設卒業後、さらに他の養成施設に修学した場合
- ③免許取得後、南信州圏域内の「指定施設」に勤務しているとき。(疾病・負傷・出産等で就業する施設が定める休業制度の休業中の期間を含む。猶予期間は連合長が認めた期間)

## 返還の免除

次の全てに該当する場合は、弁済期の到来していない部分の全額が返還の免除の対象となる。

- ①卒業(修了)した日の翌年の3月末日までに、対象職種資格取得のための試験に合格し、かつ、速やかに免許を取得。
- ②免許を受けた後、直ちに「指定施設」で看護師等の業務に従事。
- ③「指定施設」における看護師等の業務の従事期間が5年に到達。  
(返還の猶予の対象となる休業期間を除く)

## 指定施設 (返還免除対象施設)

南信州圏域内の医療機関、介護・福祉関係機関 ※条例・規則で規定。

## 他制度の併用

他の同種の修学資金制度との併用貸与は不可。但し構成市町村及び長野県の制度との併用は可。

## 利 息

無利息

## 保証人

1人(成年者に限る)

※南信州圏域とは、南信州広域連合を構成する区域を指す。※申込者多数の場合は、別途選考により貸与者を決定する。



南信州広域連合

飯田市／松川町／高森町／阿南町／阿智村／平谷村／根羽村／下條村／壳木村／天龍村／泰阜村／喬木村／豊丘村／大鹿村